

太田東高校の学校生活について ー生徒心得ー

校訓「誠・明・健」のもと、生徒一人一人が意欲的に学習に取り組み、部活動に励み、明るい校風の樹立に努めよう。

個性の伸長を図るとともに、困難に打ち勝つ「生きる力」と、自分のみならず他を大切にする豊かな人間性と、自らの判断で行動し、自らが責任をもつ自律心の育成に努めよう。

1 基本的生活習慣について

(1) 礼儀

- ①学校内外を問わず教職員や先輩、友人に会った時は、敬愛の念をもって挨拶をしよう。
- ②来校者に会ったときは、挨拶をして気持ちよく迎えよう。

(2) 登下校

- ①交通規則やマナーを遵守し、高校生としての良識と品位をもって通学しよう。
- ②事故防止の観点からも、時間に余裕をもって登校しよう。
- ③下校の際は、交通安全はもとより、防犯にも十分留意し、特に暗くなった場合には、2人以上で下校しよう。なお、下校時間は午後4時50分である。
- ④生徒手帳や身分証明書は常に携行し、太東生としての自覚と責任をもって行動しよう。
- ⑤自転車通学希望者は防犯登録を済ませ、通学許可を受けた後、必ず本校所定のステッカーを貼付し、校内では所定の場所に必ず施錠して駐輪する。盗難防止のため、ダブルロックを設置しよう。なお、雨ガッパを常時携帯し、雨天時には必ず着用する。また、自転車乗車用ヘルメットを着用する。

(3) 欠席・遅刻・早退

- ①欠席（遅刻）する場合は、必ず保護者から始業前に学校へ連絡してもらう。
- ②余裕ある登校は、一日の学習活動を円滑に始めるためにも、また事故防止の観点からも大切なことである。遅刻をしないように心掛けよう。（なお月に3回以上遅刻し、改善されない場合は特別指導を行う。）
- ③早退する場合は担任に申し出て許可を受ける。
- ④登校後は、校外に出ない。ただし、止むを得ず外出しなければならない場合は担任の許可を受け、外出の際には外出許可証を携行し、帰校後直ちに外出許可証を担任に返却する。

2 身だしなみについて

(1) 服装

- ①「制服の栞」に定める制服を着用する。

なお、男子の学生服は第一ボタンまでとめ、女子のスカート丈は必ず膝にかかる長さとし、原則として女子はネクタイを常時着用する。女子用スラックスを着用してもよい。

- ②男子は左襟に校章、右襟に年次バッジを、女子は左襟に校章・年次バッジをそれぞれ付ける。

- ③夏季服装期間（5月1日～10月31日）については、男子の学生服、女子のジャケット・ベスト・ネクタイは着用しなくともよい。ただし、女子のベスト着用時は校章・年次バッジを左襟元に付けること。またワイシャツの下には無地のものを着用する。

- ④防寒用のセーター類（カーディガンを含む）の色は黒又は紺色とし、機能的で清楚なものとする。なお、セーター類は、原則として制服の下に着用するものとする。

- ⑤防寒用衣類は、機能的・安全性を重視し、華美にならず高校生としてふさわしいものを登下校のみ着用し、校舎内では着用しない。また、ストッキングやタイツを着用したときには黒無地のソックスは着用してよい。

- ⑥ソックスは白色のほか黒色・紺色のものを着用してもよい。ただし式典の際には、男女ともに黒無地ソックスを着用する。
- ⑦靴は黒色の皮短靴を標準とするが、機能性・安全性を考慮して、運動靴でもよい。

(2) 頭髪

- ①頭髪は、高校生らしく端正なものとし、常に清潔に保つ。前髪は目に入らず、男子は耳が隠れず、カラーまでの長さで、肩にかからないようにする。
- ②パーマやカール、染色や脱色、アイロン・コテ・ドライヤー等による加工などの特異な髪形はしない。
- ③髪飾りは使用しない。

(3) その他

- ①鞆は、機能性を重視したスポーツバッグ・リュックサック型・ショルダー型が望ましい。
- ②装身具は使用しない。
- ③学校には不要なものは持ち込まない。
- ④やむを得ず異装や持ち込み等をする場合は、必ず許可を得る。

3 校外生活について

(1) 非行防止

- ①法律で禁止されている行為等、または道徳に反する行為等はしない。
- ②深夜徘徊、無断外泊、不良交遊、怠学等をしない。
- ③交通違反、その他の行為により校外で補導された場合は、直ちに担任に申し出る。

(2) 交通安全

- ①バイク・四輪自動車の免許取得等については、基本的に認めない。また、授業日での免許取得受検や、学校管理下における利用は一切認めない。
- ②交通事故その他全ての事故に備え、保険に加入しておくことが望ましい。

4 諸届など

①「旅行届」

長期休業中に、旅行、(キャンプ、海水浴、スキー等)を計画し実施する場合は、保護者の責任のもと「旅行届」を提出する。また海外旅行をする場合は、別に定める「海外旅行届」を提出する。

②「アルバイト届」

アルバイトを行う場合は、本人の希望が正当な理由を有し、保護者の全責任のもとで学校生活に影響のない範囲で行うものとする。また、その際「アルバイト届」を必ず提出する。なお無断でアルバイトをした場合には特別指導の対象となる。

ただし、飲酒をメインとしたお店等、高校生としてふさわしくない職種のアルバイトは禁止とする。また、不振科目がある場合にはアルバイトはできない。

③「携帯電話・スマートフォン所持許可願」

携帯電話等を所持し、校内に持ち込む場合は、「許可願」を提出し、許可を得る。

なお、使用にあたっては、許可願に明記された「使用条件」を遵守する。

④「自転車通学許可願」

学校に自転車で通学する場合は、「許可願」を提出する。

なお、交通法規に違反した場合は、自転車通学を禁止する場合もある。